

適格請求書等保存方式～インボイス制度に関するQ&A～

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が開始されます。

新しい制度が導入されるため、国税庁のホームページには、以前より Q & Aが公表されておりましたが、令和3年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請が開始されることもあり、内容が追加、更新されております。

また、問い合わせの多い事項についても掲載されておりますので、今回ご紹介させていただきます。

新しい制度ですので、制度の開始前にご確認くださいと思います。

(適格請求書等保存方式の概要)

【問1】 適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）の概要を教えてください。

【答】 令和5年10月1日以後、区分記載請求書等保存方式における請求書等の保存に代えて、「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります。適格請求書発行事業者は、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存が義務付けられます。適格請求書には、区分記載請求書の記載事項に加え、適格請求書発行事業者登録番号（令和3年10月から登録申請の受付開始）、適用税率及び税率ごとに区分して合計した消費税額等を記載する必要があります。

また、適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」といいます。）導入後、6年間（令和5年10月から令和11年9月までの間）は、免税事業者等からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

なお、この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨（80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

この経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

- ・令和5年10月1日から令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%
- ・令和8年10月1日から令和11年9月30日までは仕入税額相当額の50%

(登録の手続)

【問2】 適格請求書発行事業者の登録は、どのような手続で行うのですか。

【答】 適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者（登録を受けることができるのは、課税事業者に限られます。）は、納税地を所轄する税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書を提出する必要があります。

登録申請書は、令和3年10月1日から提出することができます。登録申請書は、e-Taxを利用して提出できますので、ぜひご利用ください（個人事業者はスマートフォンでも手続が可能となります。）。なお、郵送等により登録申請書を提出する場合の送付先は、各国税局のインボイス登録センターとなります。インボイス登録センターの所在地は、インボイス制度特設サイト内「申請手続」をご覧ください。

登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を登載して登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨を通知することとされています。

また、適格請求書発行事業者の情報は、国税庁ホームページ「適格請求書発行事業者公表サイト」（令和3年10月運用開始予定）において公表されます。

(登録に係る経過措置)

【問3】 登録申請書の提出は、令和3年10月1日から行うことができるのですが、インボイス制度が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、いつまでに登録申請書を提出すればよいですか。

【答】 インボイス制度が導入される令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、原則として、令和5年3月31日までに納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。登録申請書は、e-Taxを利用して提出できますので、ぜひご利用ください（個人事業者はスマートフォンでも手続が可能となります。）。

なお、郵送等により登録申請書を提出する場合の送付先は、各国税局のインボイス登録センターとなります。インボイス登録センターの所在地は、インボイス制度特設サイト内「申請手続」をご覧ください。

なお、免税事業者が登録を受けるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となる必要がありますが、適格請求書発行事業者登録簿に登載された日が令和5年10月1日の属する課税期間中である場合は、課税選択届出書を提出しなくても、登録を受けることができます。

(免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合)

【問4】 免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合の取扱いについて教えてください。また、この場合、いつから課税事業者となりますか。

【答】 免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日（令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日である令和5年10月1日から生じることとなります。）から課税事業者となる経過措置が設けられています。

したがって、この経過措置の適用を受けることとなる場合は、登録日から課税事業者となり、登録を受けるに当たり、課税選択届出書を提出する必要はありません。

なお、経過措置の適用を受けて適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、登録日から課税事業者となり、基準期間の課税売上高にかかわらず、登録日から課税期間の末日までの期間について、消費税の申告が必要となります。

(簡易課税制度を選択する場合の手続等)

【問5】 免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、登録を受けた日から課税事業者になるとのことですが、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができますか。

【答】 免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日(令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日である令和5年10月1日から生じます。)から課税事業者となる経過措置が設けられています。

この経過措置の適用を受ける事業者が、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を、納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その課税期間の初日の前日に消費税簡易課税制度選択届出書を提出したものとみなされます。

したがって、ご質問の場合、令和5年10月1日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、その課税期間から、簡易課税制度の適用を受けることができます。

(登録の任意性)

【問6】 当社は、軽減税率対象品目の販売を行っていませんが、適格請求書発行事業者の登録を必ず受けなければなりませんか。

【答】 適格請求書を交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られますが、適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。

ただし、登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、取引先が仕入税額控除を行うことができませんので、このような点を踏まえ、登録の必要性をご検討ください。

また、適格請求書発行事業者は、販売する商品に軽減税率対象品目があるかどうかを問わず、取引の相手方(課税事業者に限ります。)から交付を求められたときには、適格請求書を交付しなければなりません。

一方で、消費者や免税事業者など、課税事業者以外の者に対する交付義務はありませんので、例えば、顧客が消費者のみの場合には、必ずしも適格請求書を交付する必要はありません。このような点も踏まえ、登録の必要性をご検討ください。

(登録申請書等の入手方法)

【問7】 インボイス制度に関する登録申請書等の様式はどのように入手できますか。

【答】 令和3年10月1日以降に受付を開始するインボイス制度に関する登録申請書等の様式については、インボイス制度特設サイト内「申請手続」に公開されています。

なお、登録申請書等は、e-Taxを利用して提出できますので、ぜひご利用ください(個人事業者はスマートフォンでも手続が可能となります。)。詳しくは、「登録申請 手続におけるe-Tax対応の概要」をご覧ください。

また、郵送等により登録申請書等を提出する場合の送付先は、各国税局のインボイス登録センターとなります。インボイス登録センターの所在地は、インボイス制度特設サイト内「申請手続」をご覧ください。

(適格請求書に記載が必要な事項)

【問8】 当社は、事業者に対して飲食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。令和5年10月からのインボイス制度の導入を踏まえ、適格請求書の記載事項を満たす請求書を取引先に交付したいと考えていますが、どのような対応が必要ですか。

【答】 適格請求書には、次の事項が記載されていることが必要です(区分記載請求書等保存方式における請求書等の記載事項に加え、①、④及び⑤の下線部分が追加されます。)。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

このため、貴社の対応としては、適格請求書として必要な事項(上記①、④及び⑤の下線部分)を記載することが必要です。

(適格請求書に記載する消費税額等の端数処理)

【問 9】 適格請求書には、税率ごとに区分した消費税額等の記載が必要となるそうですが、消費税額等を計算する際の1円未満の端数処理はどのように行えばよいですか。

【答】 適格請求書の記載事項である消費税額等に1円未満の端数が生じる場合は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行う必要があります。

なお、切上げ、切捨て、四捨五入などの端数処理の方法については、任意の方法とすることができます。

(注) 一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等として記載することは認められません。

(複数書類で適格請求書の記載事項を満たす場合の消費税額等の端数処理)

【問 10】 当社は、商品の納品の都度、取引先に納品書を交付しており、そこには、当社の名称、商品名、納品書ごとの合計金額を記載しています。令和5年10月から、納品書に、税率ごとに区分して合計した税込価額、適用税率と納品書ごとに計算した消費税額等の記載を追加するとともに、請求書に登録番号の記載を追加すれば、納品書と請求書を合わせて適格請求書の記載事項を満たすこととなりますか。また、その場合、端数処理はどのように行えばよいでしょうか。

【答】 適格請求書とは、必要な事項が記載された請求書、納品書等の書類をいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、交付された複数の書類相互の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法(例えば、請求書に納品書番号を記載する方法など)で交付されていれば、これら複数の書類に記載された事項により適格請求書の記載事項を満たすことができます。

このため、ご質問のように納品書に商品名等の「課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)」、「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載を追加するとともに、「登録番号」を請求書に記載した場合は、納品書と請求書を合わせて適格請求書の記載事項を満たすこととなります。

この場合、納品書に「税率ごとに区分した消費税額等」を記載するため、納品書につき税率ごとに1回の端数処理を行うこととなります。

(取引の全てが標準税率(軽減税率)の対象品目であった場合)

【問 11】 適格請求書等の発行にあたり、取引の全てが、標準税率(軽減税率)の対象品目であった場合において、請求書等に軽減対象資産の譲渡等である旨や適用税率の記載は必要となりますか。

【答】 (1) 全てが標準税率の対象品目であった場合

軽減対象資産の譲渡等である旨の記載や8%対象0円等の記載は要しませんが、適格請求書の記載事項として、税率ごとに合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率、税率ごとに区分した消費税額等の記載が必要となります。

(2) 全てが軽減税率の対象品目であった場合

10%対象0円等の記載は要しませんが、軽減対象資産の譲渡等である旨、税率ごとに合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率、税率ごとに区分した消費税額等の記載が必要となります。

※ 適格簡易請求書の場合は、消費税額等又は適用税率のいずれかが記載されていればよいこととされています(両方記載することも可能)。

(免税事業者からの仕入れに係る経過措置)

【問 12】 インボイス制度の導入後一定期間、免税事業者等からの仕入税額相当額の一定割合を控除できる経過措置について教えてください。

【答】 インボイス制度の下では、適格請求書発行事業者以外の者(消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者)からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができません。

ただし、インボイス制度導入から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

- ・ 令和5年10月1日から令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%
- ・ 令和8年10月1日から令和11年9月30日までは仕入税額相当額の50%

なお、この経過措置の適用を受けるためには、必要事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件となります。